

一般廃棄物処理業許可証

住 所 岩手県奥州市水沢工業団地四丁目 42 番地
氏 名 一般財団法人 水沢環境公社 理事長 菅原 今朝男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項及び第 6 項の規定により、次のとおり許可する。

令和 5 年 4 月 27 日

金ヶ崎町長 高 橋 寛 寿



許可年月日及び許可番号		令和 5 年 5 月 16 日 第 5 - 2 号
事業 の 範 囲	取り扱う一般廃棄物の種類	・ 一般廃棄物（事業所及び多量排出者等のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除いたものに限る。） ・ 特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物に限る。）
	営業の種別	収集・運搬
	営業の区域	金ヶ崎町内
許可期限		令和 7 年 5 月 15 日
許可条件		(1) 一般廃棄物（事業所及び多量排出者等のうち、し尿及び浄化槽汚泥を除いたものに限る。）の収集運搬 (2) 特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物に限る。）の収集運搬 (3) 収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。 (4) 運搬に際しては、飛散・流出、悪臭防止等措置を講じること。 (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令等関係法令を遵守すること。 (6) 金ヶ崎町長の指示に従うこと。 (7) 収集運搬の状況を毎月 1 回報告すること。